

○均等割額の算定における従業者数とは・・・

当該申告の算定期間の末日（中間申告の場合は事業年度開始の日から6月が経過した日・それ以外の申告の場合は事業年度終了の日）時点での従業者数となります。

ただし、アルバイト・パートタイマー・日雇者（アルバイト等という）については、そのまま人数を数えず、計算の特例があります。

<特例の計算式>

イ 原則

$$\frac{\text{算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数}}{170}$$

ロ 算定期間の末日が月の中途である場合

$$\frac{\text{算定期間の末日に属する月の初日から算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$$

ハ 算定期間の開始の日または事務所等が新設された日が、その算定期間の末日の属する月の中途である場合

$$\frac{\text{算定期間の開始の日または事務所等が新設された日から、その算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日または事務所等が新設された日から、その算定期間の末日までの日数}}$$

ニ 算定期間の各月の末日現在におけるアルバイト等の数のうち、最大であるものが最小であるものの2倍を超える場合

$$\frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における、上記(イ)～(ハ)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{算定期間の各月数}}$$